

広島西地域医療構想調整会議設置要綱

(目 的)

第1条 広島西二次保健医療圏における地域医療構想の達成を推進するため、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14第1項に規定する協議の場として、広島西地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(委 員)

第2条 調整会議の委員は、広島県西部地域保健対策協議会（以下「地対協」という。）の会長及び副会長の外、広島県地域医療構想（平成28（2016）年3月）に同構想を達成するための検討体制として明記されている団体の構成員を基本として構成する。

(所掌事項)

第3条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療構想の達成を推進することに関すること。
- (2) 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保に関すること。
- (3) 前号の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役 員)

第4条 調整会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、地対協の会長及び副会長をもって充てる。

(調整会議)

第5条 調整会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 会長は、所掌事務の内容等により関係する委員のみで調整会議を開催することができる。
- 3 調整会議は、過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数により議決する。ただし、議事のうち委員が直接の利害関係者となるときは、当該委員はその議決に加わることができない。
- 4 委員は、調整会議を欠席するときは、事前に指名した者を委員の代理として、調整会議に出席させることができる。
- 5 会長は、必要に応じて、調整会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、広島県西部保健所に置く。ただし、事務局運営業務を広島県西部地域保健対策協議会に委託することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。